

会議録

会議の名称	西東京市子ども福祉審議会（平成16年度第2回会議）
開催日時	平成16年 5月27日 午後1時から午後3時まで
開催場所	田無庁舎5F502会議室
出席者	<p>（出席者） 森田会長、本間副会長、梅村委員、海老沢委員、齋藤委員、祐成委員、橋本委員、村松委員</p> <p>（欠席者） 川又委員、清水（幸）委員、清水（文）委員、猪原委員</p> <p>（事務局・職員） 牧野児童青少年部長、富田子育て支援課長、村野保育課長、青柳児童青少年部主幹、大塚保育係長</p>
議 題	西東京市公立保育園のあり方と運営の民間委託について
会議資料の名称	<p>（1）基幹型保育園と地域型保育園等の役割</p> <p>（2）西東京市公立保育園配置のブロック・グループ割と民間委託</p> <p>（3）公立保育園民営化（公設民営）のメリットと課題</p> <p>（4）認可保育園の設置状況</p> <p>（5）「保育サービス検討委員会」の設置及び検討事項</p>
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会 議 内 容	
<p>森田会長：</p> <p>今日の議題は、西東京市の公立保育園のあり方と運営の民間委託についてという事です。皆様のお手元にこれからのスケジュール案、会議資料が送られていると思いますので、ご覧下さい。</p> <p>公立保育の民間委託という事について今日が1回目の議論、2回目が6月10日に予定されています。したがって、今日議論を開始して、次回でほぼこれについての結論を出すという事になります。</p> <p>この問題につきましては、この審議会の中で何を議論しなければならないのかという議論の柱、それと同時に資料の説明を事務局の方から受けて、その後に議論を開始したいと思います。</p> <p>牧野部長：</p> <p>挨拶</p> <p>事務局：</p> <p>資料説明</p>	

牧野部長：

総合計画、子育て支援計画、行財政改革大綱の中である程度市の大きな方針というものが決まっております。それに基づきまして、今日、具体的なプランという事で私共の考え方を示している訳です。

今日お出しした具体的なプランの中でご意見が有れば頂きたいという事でございます。

これからのスケジュールと致しましては、審議が終わりましたら、先程担当主幹の方から説明申上げましたように、当事者参加という視点で、保育サービス検討委員会を立ち上げていきます。検討する項目として私共が考えている資料もお出ししておりますが、子ども福祉審議会として他に検討すべき項目があるか、また議論の進め方等についてもご審議を頂きたい。最終的には、サービス検討委員会での検討結果につきましては、子ども福祉審議会の方にご報告申し上げるようになるかと思っております。

森田会長：

ここで審議しなくてはいけないことを確認して、皆様の議論に入りたいと思いません。

西東京市の公立保育園のあり方、資料1・資料2・地図が出されています。具体的には、私共が承認した以前のワイワイプランの考え方の具体化、それを含めて議論をして欲しいという事が一点。

もう一つは私共のプランの中では考えませんでした。民間委託の問題、これは市の総合計画等で示されている一定の方向なのですが、民間委託を前提とした方法、どのような形で展開するかという事を議論し、保育サービス検討委員会という市民参加条例に基づく要綱設置による懇談会、これを設置して事務局が示している検討事項を議論して頂くということで良いかどうか、この二点だと思います。

今日は、保育所のブロック化の問題と、どのような形で民間委託を進めて行くかという最初の部分を議論して頂き、具体的な民間委託の方法論については、次回に議論をするという事で良いかなと思っておりますが、それで宜しいですか。

委員：

結構です。

森田会長：

それでは、保育所のブロック化という問題なのですが、民間委託というのは一方では走っていく事なのですが、西東京市の中で子ども達の育ちや子育てという事を考えていく時に、計画を作る過程の中で、子ども達の生活圏或いは子育て中のとりわけ保育園を利用している年齢の親たちにとってみると、市という単位は大きく広く、車や市内を循環バスが走っていたとしてもなかなか日常的な施設として遠い所を利用する訳にはいかない。特に調査の中では大体15分から20分が親子達が移動する目安であるという事が出て来ております。そこから、具体的には1キロメートルという範囲で考えて頂きながら、資料にある地図に落としたような非常に緩やかな形でのブロックを考えて頂いて、その中に親子が利用できるどのような機能を持った施設がどれくらい用意出来るのか、そして民間委託ということを考えてみると、具体的には公立保育園というのは一体どういう役割を担って行くのか、と言うような議論をして頂いたのが昨年からのあり方検討委員会だろうと思っております。

そしてその中で出て来たのが資料1なのですが、基幹型保育園、地域型保育園と言う考え方で、具体的には後の民間委託の話を総合すると、資料2にある地域型保育園

の中から幾つかの運営を委託していくという方法を考えていると言う事ですね。

事務局：

そうです。

森田会長：

一連の流れでは有るのですが、この基幹型保育園と地域型保育園という考え方について皆様で議論して頂きたいと思います。

特に、ここでの議論の中では、幼稚園等も含めて、地域の中で親子にどのようなサービスを提供していく事が出来るのか、というブロックの中での活動という事なのですが、如何でしょうか。

村松委員：

資料1で地域型保育園の事業6で地域との連携として、幼稚園との連携という言葉も出て来ますし、3のところで障害児通所保育というような色々と大変魅力的な言葉が有るのですが、幼稚園の親達や子ども達とはどのような関係になるのか、どの程度恩恵を幼稚園の父母達が受けられるのか、市全体が子育て支援という事で大きく動き出しているという明るい希望は感じますが、実際どの程度の恩恵が受けられるのか、どのように市の方では考えられているのか伺いたいと思います。

森田会長：

少し意見をまとめた上で、事務局から回答して頂きたいと思います。

本間委員：

すみよし公民館の跡地に作られる仮称子どもの総合支援センターは、広範囲に一つしかない施設なので、基幹型保育園と、地域型保育園とを作って、地域との関連性を深め、効率良く市民の為に開かれた保育園という形を取る為に機能を分けていると思うのですが、今までの保育園の事業の他に、これだけの事業が入ってくるとかなり大変だと思うのですが。

齋藤委員：

いくつかの矛盾点の中で議論をされている訳です。

一つは、例えば民間委託というのは行政改革の一環、市の方針としての一環という理論で流れとしては正しいかもしれないが、受益者の立場から言うと、幾つも選択できる保育園が有り、良い環境の方を選べるという事で民間委託という意味が有るので。

現在保育園が充足されず、選択ということが難しい状況で民間委託をすること事態一つの矛盾点ですよ。

もう一つ、民間委託された保育園と、今現実に有る私立保育園との違いは何処に有るのか、その違いが全く明確にされていない。その辺をきちんと頭の中でクリアーにしていかないと、議論は進まないと思います。

あくまでも、民間委託する保育園は高度な色々な機能は持たすべきではなく、もっとシンプルな形で民間委託すべきである。民間と公立の役割を整理してやらないと、民間委託という問題に関しては、おかしな事になって行く。

ただ、子ども福祉審議会でも民間委託OKという問題ではなく、こちらで要望すべきは、まず保育園を充足させて、その中で民間でやるべき保育園は民間委託でも良いが、それは受益者が選べる形にしなければ、この議論の中では全く受益者という視点が入ってないです。私としてはこの会議の中でこのまま出すというのは非常に抵抗を感じます。

橋本委員：

私も同意見です。

学校給食の民間委託化がどんどん図られています。簡単に言えば、給食現場の調理員のみだから或る程度スムーズに委託されていると思いますが、資料に有るような多方面に渡る改革と申しますか、そういった事は本当に慎重に対応して考えていかなければならない問題だと思います。

給食作業だけでもかなりの時間をかけて民間委託を行って来ているという現状があるわけです。その辺の押さえをきちんとやっておかなければいけないのではないかと考えております。

梅村委員：

利用者側の委員さんが参加するというお話が有ったと思うのですが、それをお断りになったという事は、何か理由が有ったのでしょうか。

齋藤委員：

利用者側が断ってきたのでしょ。

梅村委員：

何か断ってきた中に意味合いが有ったのかと思ったのですが、それは特に理由はなく断ってこられたのでしょうか。激動していくものをこの審議会で決めていかななくてはならないからと思ったのですが。

齋藤委員：

出るとか出ないといっても仕方がないので、受益者の立場で我々がどの程度の事を言えるかと言う事です。

森田会長：

もう少しご意見を頂いた上で、少し整理をして事務局に話をして貰おうかと思いません。

祐成委員：

障害児保育は、私の仕事の立場から言うと、非常に魅力的な内容だと思います。先程お話が有りました様に総合支援センターの中で乳幼児から訓練というかそういう部分をやっていくという事なのですが、それぞれ保育園に入っている時に、1人の障害児に対して或る程度の人数を配置しないと、それなりの保育は出来ないと思う訳です。

そういう所を考えると、もう少し内容を深めた、どのような形でこの障害児保育を行っていくかという具体的な部分が無いと、魅力的では有りますが、行った時点でぐちゃぐちゃになってしまうのではないかと。

齋藤委員：

だから、機能的選択の中で、行政がタッチしなければいけないのは、障害児に対する保育というのはコストが高いから、それはやはり行政が行わなければならない。それを民間委託した所に押付けると、劣悪なものになりますよという事です。

そこらへんの整理が出来ていなくて、理論が進んでいるのではないですかと言っているのです。

基幹型、地域型全ての園で障害児も扱うことになっている。全ての園で扱うという事になると、逆に皆良くないのではないかと。機能的にきちんと或る程度出来る所は明確にした方が良いのではないかと申します。

森田会長：

少し問題点を整理します。

具体的には、資料2を見て頂くと判るのですが、A B C D Eというだいたい1キロメートルの範囲という事を考えていくと、5ブロック位に分かれてくる。5ブロックの中に基本的にどこの地域にも必要な施設と、子どもの総合支援センターの様に、市内に一ヶ所用意していくというものが有り、他にも市内に一ヶ所だけとかというものもありますが、まず、基幹型保育園というのを地域の要として公立で運営していこうというのが、一つの考え方。

それから、地域型保育園という場合に、公設公営、民設民営、公設民営と3種類の施設の形が有る訳ですが、この中で、審議会に付託された方式は公設民営という形です。この施設の有り様というのは、齋藤委員さん達が問題にされた、具体的には公設民営で出来る事出来ない事、或いは条件がかなり変化してってしまうのではないかという危惧が出てきていた訳ですが、公設公営の園で出来る事と、公設民営の中で出来る事出来ない事あたりを少し整理して、事務局から話をして頂くことは出来るでしょうか。

齋藤委員：

公設民営と、民設民営との違いですね。

森田会長：

はい。そこを整理して頂くと、良く判ると思います。

事務局：

公設公営保育園17園、その内地域型が民間委託も含めまして12園という事になります。公設という意味では、委託でも直営でも位置付けとしては公立の保育園という事で、地域の子育て支援を、……

齋藤委員：

受益者の立場に立った公設民営と、民設民営の違いだけを言ってくれば良いのです。

事務局：

失礼しました。

具体的に言えば、柔軟な職員配置が取れるという事で、夜間の延長保育等が公設民営では出来るのではないかと考えています。

齋藤委員：

民設民営は行っているのでしょ。受益者の立場から見た時、公設民営と民設民営の違いがわからない。

事務局：

公設民営でも民設民営でも公設公営よりは柔軟な対応が出来るということが一つは有ります。それから公設民営と民設民営の大きな違いというのは委託の条件の付け方にもよると思うのですが、公設の方は、市の保育指針というか、保育の内容についてかなり関与していく所が有ると思います。民設民営は、それぞれの考え方で園の特色を出していき、その中で、受益者の考えに有った所を選んでいくというような違いが有るのかなと思います。

齋藤委員：

全然違いは無いではないですか。ここの所をはっきりさせてもらわなければ前に進めません。

森田会長：

海老沢委員が出席されてますので、受益者の立場に立ったときに何が違うのかを簡単に説明してもらい、少し整理をしたいと思います。

公と民という場合、西東京市には或る意味で言うと、公の部分に二通りの方式が有るのです。要するに公設公営と民設民営というのが有る訳です。又、この仕組みとは或る意味かなり違うけれども、公的なお金が出ている認証というものが有って、それ以外にも、保育室とか保育ママというのが有る訳です。

そして、今話をしているのは、公設公営の部分ですので、基本的には今は運営費を国の基準で具体的には両方に出しています。ですから、基本的には公設公営も民設民営も、児童福祉施設の最低基準にのっとり、保育所保育指針にのっとり運営するという事に関しては全く変わりがない施設です。

齋藤委員：

そうであれば、公設公営と民設民営の二通りしかなく、公設民営は民設民営と全く同じという議論になるのではないですか。

森田会長：

公設公営と何が違うかといえば、職員の問題だけですよね。公設公営の場合は公務員となり、公設民営の場合は民間の職員という事になります。ここが明らかに違う所なのです。

ただし、公設民営の場合には公設公営と同じ様に、運営の具体的な有り様については市の管理下に有りますので、そういう意味ではかなり注文が出せるという形で、一つは職員の雇用の有り方の中で経費に差が出てきます。

齋藤委員：

だからそう云う様にはっきりさせた方が良いでしょう。職員の問題になる訳ですよ。公設民営にするとコストを下げる事が出来るという一つのメリットは有ります。

ただ、どうするか、子どもにとって一番良いのは、要するに公設に対して障害者とかそういうものが有ったら、そちらの方に職員の余剰分回して欲しいというのが希望なんです。民間委託なら完璧に民間委託で安いものにする。その代わり有る程度公設公営の方に、非常に障害をもっている子ども、グレードも有りますが、そのあたりにもっと余剰の職員を投入して欲しい、そういう大きな流れが見えてくる中での公設民営なら賛成するけど、それで無ければ全然意味が無いという事です。はっきり言えば。

森田会長：

今提案されているのは齋藤委員さんが仰っている事と殆ど同じで、具体的には前のワイワイプランの中で、今まで例えば「ひよっこ」という形で一ヶ所しかなかった、いわゆる障害児の通所保育みたいな形の保育施設を、もう少し地域毎にきちんと配置して欲しい、それを保育園の障害児通所保育と呼んでいる訳です。4・5歳になったら各ブロックの中に有る保育所に行く、それが、地域型保育園に行くべきなのか、或いは、今、齋藤委員が仰ったような寧ろ基幹型保育園、必ず公立でやり続けるという基幹型保育園に行くべきと言うなら、これはここに持って来れば良い訳です。

そういう議論をここではすべきではないかと思えます。ただ、基本的な考え方としては、市の方でお話になった様に民間委託による余剰人員を今話しているような、こういった新しい機能の所に持って来ないと、新しい機能の実施は不可能である。だから、特定の保育施設の所に集中させて行くというような方法を取らなければならない

のではないかという事が、市の提案の大筋であると私自身としては理解しているのですが。

齋藤委員：

引っかかっているのは、資料1の地域型保育園を見ると、地域型共通事業の中で、障害児入所保育、障害児通所保育とありますが、これが全部、公設公営、民設民営、公設民営とごっちゃになっているので、もっとシンプルな形で、基幹型保育園の方に資源を集約すべきであると言う事なのです。

森田会長：

はい、分りました。

如何でしょうか。こういったご意見について。

私が整理した事で宜しいですか。認識としては。

委員：

はい。

森田会長：

保育所というのは大体8割から9割が人件費といわれていますので、そういう意味では、雇用の形を公務員として雇わなければ安くなる。ただし、そもいかに無い可能性も出てきます。勤務年数が長くなればそうはいかないと、海老沢委員も仰ってましたね。

海老沢委員：

そうですね。

民間園に従事している者から見ますと、民間委託というのは経費節減が大前提という捉え方を良くされるのですが、そうすると、同じ人数規模の民間園と公立園では民間園の方が3割位経費が安いというように受取られるのです。そうすると、保育内容が3割落ちるのか、そう思われても困るし、利用者側に立てば、まず保育園を選ぶ時に公立志向というのは或る程度有って、民間園に入ってしまうと保育料が高いのではないかと、保育内容も良くないのではないかと、漠然としたイメージをお持ちの方もまだ多いです。

実際に入園なさった方は、そんな事は無いと大体の方は仰って下さいますけど。今の話を聞いてますと、公設民営の場合は市が建物や土地のハード面を受け持ち、中身のソフト面は民間の会社とか社会福祉法人が受け持つ。そういう捉え方ですと、利用者としては良く分らないと思います。

保育園の表に出ている看板が西東京市立何々保育園であれば分りやすいし、株式会社何々の何々保育園という、何たるなと思うと思うのです。

齋藤委員：

実態とすると資本主義的な理論から言えば、駅の近くに何件も有った方が親としては便利なんです。

例えば、公設民営の保育園を駅前に増やすんですかと議論した時には、まず市の方はしないと思うのです。

要するに今までの保育園をいかに民営化するかという過渡期の中の流れなのです。その中で敢えて我々が子ども福祉審議会に出て、公設公営の保育園を公設民営化する事に、一生懸命後押しするような事をするのであれば、きちんと条件を整えたいという事が私の気持ちです。

民間理論で言えば駅の近くにたくさん保育園を集中させた方が、皆さん便利だと思

います。それを行わないというのは、逆に言うと曖昧な理論、だから曖昧にしないできちんとした理論の中で我々の福祉審議会としての言うべき事は言う、それが私の意見です。

森田会長：

今、海老沢委員が仰っていた、民間としてやっておられて、最近色々な形態の保育園が出来てきていますので、そういう意味では民で行うという事の良さ苦しさみたいな事とか、今回保育園を公設民営でというような形で市の方は考えているみたいですが、この事については何か先程のお話の続きでございませうか。

海老沢委員：

民間保育園らしさというのは、その園独自のカラーを皆さん出していると思うのです。

例えば、キリスト教の精神に基づいてという保育園も有るし、仏教の精神に基づいてという保育園も有る訳ですから、どういう保育の方針を立てて保育園を運営しようと、経営者の思想を取入れて、理念を貫くという意味では特色もどんどん出てくると思います。ただ、それによって利用者側の好き嫌いも出て来る訳ですし、その点のバランス感覚が難しいと思います。

民間保育園だから柔軟な保育をやりやすいのではないかと何かに書いてありましたが、実際には民間だからといって柔軟な対応が出来るという訳ではなく、例えば、障害児も現在1人入所していますが、クラス20人の中に1人手の掛るお子さんが入ると、担任1人では追いつかないのでパート職員を付けるとか、「ひいらぎ」の先生と情報交換とか相談をしながらそのお子さんの指導に当たっていかないと、園だけでは対応しきれない事は有ります。

親の希望で保育時間をもっと長くしろという希望も段々出て来ますが、民間だから夜遅くまで出来ますか、といえはそうではない訳で、公立園でも民間園でも行っている業務内容は子どもを育てるという全く同じ事ですから、そんなに違いは無いと思います。

森田会長：

今、議論として出て来ているのが、もし仮に公設民営という形で運営を民間に委託し保育士を他の事業の所に確保するという方法を考えていくとすると、具体的には、例えば基幹型保育園の所が最終的に公立として残っていくのだとすると、そこで負荷が掛って行くような事業を行った方が良いのではないかというご意見が、幾つか出てきていると思いますけれども、その他のご意見で、地域型保育園というのも公設民営では残すというお話ですから、余り基幹型保育園の所に事業が凝縮されすぎてしまって、基幹型としての機能がパンクしてしまうという事も有ると思います。

基幹型保育園だけが公設公営として残る訳ではないので、幾つか残っていく公設公営の地域型保育園に、小さな規模で障害が有るお子さんもお預りする機能を残すという事も考えられない訳ではないので、その当りも含めて、こういったブロックという考え方、又、先程齋藤委員が仰った中核となる施設で、どの辺りに考えているのかという事を資料の地図で見えますと、Bの地域が駅から離れている地域ですね。C・Eというのは駅から近いですね。C地域のやぎさわ保育園も西武柳沢駅から歩いて行ける距離ですよ。どの位掛かりますか。

事務局：

15分から20分位です。

森田会長：

自転車等で通っていらっしゃる方が多いですね。

今、基幹型でと考えられている施設は、先程の資料説明では駐車場スペースとか色々な事仰っていたのですが、具体的にはどのような要件で考えられてきたのですか。

事務局：

基幹型の中で色々な事業を行いますので、部屋数や面積的な保育スペースに余裕が有るという事をメインにしています。

齋藤委員：

保育園のもう少し具体的なプランが有った方が良いですね。

要するに、A B C D Eどこの地域に作るうが、自転車でみんな通ってくる訳だから、機能的にどういう事まで持っていくか、例えば看護師を何人入れるのかとか具体的なものが欲しい。

森田会長：

例えば、みどり保育園と田無保育園を民間の方に運営委託をする事によって、どういう職員の方達が浮いてきて、その方達をどのように配置する事によってどのような機能が出来るのか、そういう事が具体化されれば、イメージ出来るという事ですね。その事によって出来るかどうか具体的な検討が出来ると思います。

あり方検討委員会の方では議論がなされてきたと思うのですが、少し、あり方検討委員会での保育園の職員の方達はどのようにお考えになっているのか、ご紹介頂けますか。

事務局：

民間委託した場合には、当然余剰の職員が出て来る訳で、みどり保育園も、田無保育園も同じ位の規模で、園長が1名、保育士が10名程度、栄養士が1名、調理作業員が2名おります。仮にみどり保育園1園ですと14名程度の職員が余剰になる訳ですので、そういった職員を基幹型保育園の方に2名程度づつ回せば、その場所で子育て支援の事業とかが今よりもより展開が出来ると考えています。

あり方検討委員会でも、資料に有るような基幹型と地域型に整理して行こうという話になりました。

森田会長：

如何でしょうか。

梅村委員：

基幹型と地域型との区分けというのは、徐々に移行して行こうという事で、何年度よりすぐにこの形にするのではなく、全市的に完成するのに10年位を掛けて移行しようという感じなのではないでしょうか。それとも、このプラン自体は来年度位からスタートして行くという事でしょうか。

事務局：

考え方としては、みどり保育園を再来年から行いますので、そこから具体的にスタートして10年掛け、人員の配置計画と具体的な基幹型とかについて整合性を取りながら進めていき、最終的に民間委託という観点で申上げれば7園を民間委託するのに10年のスパンを掛けて行っていきたい。考え方としては、18年度から具体的に動いて行くという事です。

齋藤委員：

現状で行わなければいけない事、例えば、保育園間のネットワークというのが現状で見ていると非常に悪い。A保育園とB保育園で全く違うような事を行っている場合がある。市全体として考えて、横の繋がりをもう少し密にして貰わないと、要するに旧田無と旧保谷の壁というのが今だに残っているので、そういうのは早急に解決して欲しい、お金が掛かる事ではないので。

森田会長：

今、情報の共有化という事で、ネットワーク会議とか地域との連携という話が出て来てまして、資料1の基幹型保育園の所に持って行きたい事業と、地域型の共通事業、どの施設の所にも配置しておきたい事業、公的なお金を投入している保育所には共通して持っていたい事業というのが地域型の共通事業というもののなのですが、これについては今日もう少しご意見を頂いて、その上で少し調整をして頂くという事は有り得るだろうと思います。

機能として、基幹型で7、地域型で6出ているのですが、この様な機能を具体的に保育所に入れて行くという事について、先程、もっとシンプルにしなければいけないのではないかという事は、齋藤委員が仰っていた訳ですが、そのあたりの事については如何でしょうか。

障害の有るお子さんについては、出来る限り移動させたくないという希望も有ったので、寧ろ地域型の所に持っていったというのが、障害児の通所保育の考え方、出来る限り地域のどこの保育所でも受けられる様にして欲しい、と言うような考え方だったのですが、如何でしょうか。

梅村委員：

障害児入所保育と障害児通所保育とに分けられていますが、従来「ひよっこ」で行っていたものは、障害児通所保育と考えて良いのですか。

障害児入所保育は、現在保育園に入所している障害を持っているお子さんの保育と考えて良いのでしょうか。

森田会長：

はい。要するに、保育に欠ける状態のお子さんは保育園に入っていますので。ですからそれは今のままですよ、という事です。そのほかに障害児の特別な通所枠を設けよう。それは前のワイワイプランの中でも考えていた考え方だった訳です。これは非常に待機児が多い中で、各園どれ位作り出していけるか、かなり厳しいと思われませんが、早急にこうした通所保育枠というのを設けて貰って、「ひいらぎ」の子ども達、或いは障害を持っていて何処にも通えないで待機されていらっしゃる方々に対する支援をしていくというのが基本的な考え方です。

これは、前のプランの時にかなり議論した事です。

梅村委員：

であるならば、近い所の保育園に通わせたいというのが、多分保護者の意向としては有るので、人的資源なり専門家のバックアップなりが全保育園に渡って行えるのであれば、必ずしも基幹型に集中しなくても良いと思うのですが、その辺の何かバックアップの中身次第で、私としては指定保育園方式よりは何処でも入れた方が良く、願わくは公設民営園でも何かバックアップが有るのであれば、入れたら良いのではないかという考えを持っています。

そこはまだ詰まってないという事ですか、具体的なプランとしては。

森田会長：

私達の議論としては、出来るか出来ないかより、こういう希望が有るという事をまずきちんと議論をしたうえで、それを実現する為には如何したら良いかについては事務局の方に考えて頂くと、こういう筋道になるのではと私自身は思っているので、是非、皆様方のご意見を頂いた上で適切な考え方という事を具体化する為の方策を事務局の方で考えて頂く、という事で如何でしょうか。

梅村委員：

私の意見としては、近い保育園にハンデキャップの子どもも入れるようにして欲しい。その人的支援なり機能的なバックアップを市の方で心掛けて欲しいという事です。

齋藤委員：

命に関するような障害を持っているような場合に、例えば、専門的なスタッフも看護師1人というようなシステムを考えた時に、それを全園に設けるという事は現実には無理だと思います。一番具体的に知っているのは現場の看護師であり、保育士であり、その所にしわ寄せが来ているのだから、システムとしては或る程度考えてあげなければいけないのではないかと。用意すべき医療器具なり、緊急時に用いる物なりを。

出来る限りの事はやってあげたいが、或る程度出来る事と出来ない事は明確にしておいた方が良いのではないかと気がします。

森田会長：

そういう事は、具体的に委員会からの意見を纏めさせて頂いて、要望として上げていく事は考えます。

他の例えば、特に問題になってくる事は余りないと思うのですが、現在も子育て広場は各園行っておりますよね。寧ろ問題になってくるというか、今まで余り行っていないのは、地域との連携のあたりでしょうか。

今現在、地域の中で保育園と幼稚園とかとの交流は余りないのでしょうか。

村松委員：

保育園との交流はないですね。

ちょっと問題が違いますが、幼稚園としては障害児問題はとても悩んでいます。先程仰ったように、そんなに重度でなくても30人の中で担任が1人というような場合、皆がお話を聞いている時に、動き回ってしまうような子がいると皆が集中出来ない、集中出来る良い時間を過したくても中々それが生かされないという事になると1人介助の方が欲しい、そういう問題を幼稚園は抱えています。

ただ、保育園と具体的には交流は有りません。

本間委員：

保育園は地域には余り開放というのですか、地域との事業は余り行っていないですね。

事務局：

園庭開放等を行っています。

本間委員：

園庭開放は行っていますが、父兄向けには行っていませんね。

事務局：

地域交流事業ということで行っている園もございます。

森田会長：

基本的な考え方と、具体的な事業としてこれからどのような事業展開をしていくか

という事については、具体的なイメージが出ている訳ではないので、例えば別の地域で基幹型保育園を行っている所をモデルにして次回資料として用意して頂く、そういう事をして頂くと皆さんに具体的なイメージが出せるかなと思います。

いずれにしても、それほど職員数を単純増という事はなかなか出来ないと思いますので、そういう意味で職員の捻出という事を含めて、保育園問題を働きかけていく必要は有ると思います。

民間保育園の有り方、これから公設民営という形に移すのか、民設民営という形も視野に入れるのか、或いは公設公営のままで行えと言うのか、この辺の事も含めて議論しなくてはいけないと思うのですが、先程橋本委員からお話が有った事というのは、具体的には、今の公設民営という話をしてきた上でいうと、どういう事について審議会の中できちんと議論しておかなくてはいけないのでしょうか。

橋本委員：

学校は、調理作業だけの民間委託ですので、課題は多分有っただろうけれど私が見る限り順調に民間委託されていると思っています。或る意味では作業だから順調に順次民間委託されて来たのでしょうか、私自身保育園に係わっていませんので大きな事は言えませんが、児童相談所との関係とか色々な問題を抱えておりますね。私自身も小学校長として児童相談所との連絡を取っています。それから障害児もおります。色々な形で色々な機関に係わってきている。そういう中で色々な思いが出てきています。

先程言いました様に、1回2回の議論で果して良いのだろうか、大変曖昧な言い方で申し訳無いのですが。

齋藤委員：

橋本委員が仰るように、要するに公務員でない限り公的な問題が有るのです。例えば結核予防法で従業員が結核になった場合誰が責任を取るのか。要するに、結核検診というのは学校の給食調理の人も教育委員会の職員だからやられる訳です。ところが、民間委託にすると誰がやるのか。例えば、民間委託してその職員が結核になった場合誰が責任を取るのか、市が取るのか、結核検診をどのような形で義務付けるのか、そういうような法的な問題もクリアーしていかなければならない事がたくさん有るのですよ。

政府の方の対応は、ダウンサイジング、ダウンサイジングときているが、それに伴う法律の整備の遅れというのは非常に有ります。私が病後児保育を行う時に、医療法人がそういう事を行ってはいけなかったのです。定款を変更しなければ。ところが5年位経ったら良くなった。要するに法的な整備というのはどんどん遅れてくる。ですから、余り早急に行った時に法的な矛盾が起きますよという事です。

そこら辺で良く議論をなさっているなら良いけれど、議論なさらないでそれを行うという事は、途中で、橋本委員が仰る様に、結核検診を行ったら給食の職員が結核だった、どういう対応をするのですか、そういう問題も出てくるのです。だから、そこらへんは非常に大事な問題だと思います。性急にやるべき事ではないのではないかと。

森田会長：

それも非常に難しいところで、そうすると、職員をどの様にして作り出していくのか。

齋藤委員：

そうなんです。ところが法的な裏づけが全くないのです、まだ。

森田会長：

私達が認めたプランを具体化していくためには、どうしても職員の人数が必要な訳で、その場合に、要するに公的にやらなければいけない事と、或る意味民に渡して行って、公の中での役割を補っていく事、それを少し整理をしていかないと、すべてを公でやるという事が良しともいえない。それが、村松委員にしても海老沢委員にしても民で子どもの育ちにかなり係わっていらっしゃる方がいらっしゃる訳ですので、そういう意味で民の役割と公の役割分担がこの中できちんと整理が着いたら良い、こういう問題だと思うのですね。

具体的には、例えば、5ヶ所の基幹型保育所、12ヶ所の公設公営の保育所があって、その内の7ヶ所を公設民営でと言っていますが、これは7ヶ所でも良い訳で、5ブロックにした場合に、それが幾つ必要なのかという議論をしても私は良いのではないかと思っているのですが、いずれにしても職員の数を確保していかなければならないという事が有りますので、それ程ゆっくり議論をしていくという訳にはいきません。

議論をしてきた事の中で、公でやらなければいけない事という辺りの議論をもう少し詰めておきたいのですが、例えば、資料1の基幹型保育園と地域型保育園の機能のところで、大体この位の機能が何らかの形で公の部分に有れば良いと、こちらとしては了解しても宜しいでしょうか。

まず固めていきませんか、次に進めませんので。

如何でしょうか。

齋藤委員：

地域型保育園の場合は、通常保育、延長保育、一時保育というのを目玉にすべきではないでしょうか。

森田会長：

これは必ず在って欲しいものです。

齋藤委員：

だから、寧ろ基幹型の方にはそういうのは必要ない。きちんと振り分けた方が分り易いと思いますけど。

森田会長：

基本的には、基幹型では地域型の共通事業を持った形でプラスアルファで資料1の事業をやるという言い方をしていますので、この地域型事業はどの園でもやるという事です。プラスアルファの職員を配置して少し広めの保育園に基幹型をもって行ってプラスアルファの事業をやるという事ですよね。

問題は、子育て広場事業や子育て体験学習だとかみたいなものまで保育園の中に入れるのか、これ位はどこに有っても良いのか。

齋藤委員：

地域型の保育事業の問題は、保育士の意見を取入れた方が良いのではないか。

森田会長：

あり方検討委員会でてきた意見がこの形なのですよ。基本的に、地域型の機能とか基幹型の機能というのは、保育士さんも了解しているのですね。

事務局：

はい。

梅村委員：

子育て相談は現在も行われている事ですよ。子育て相談は基幹型の方だけというよりは、地域型に預けている親子の相談とかいうのは、地域型でなければ出来ないということが有る訳ですから、ポイントを絞って分けていくという事も必要ですが、遍く必要なものも有ると思います。私も園に行った時に、保育士さんからの相談を受けているので個別的な所が有るように思います。

橋本委員：

保谷一小地区では幼保連絡会というのを行っています。小学校中心で本校に登校する幼稚園、保育園の先生方を呼んで情報交換する事を昨年度から始めました。出来れば資料1の地域型共通事業6の老人ホームの後に小学校をいれて頂ければと思います。

森田会長：

学校が仲介になって、地域の中に在る施設と一緒に議論できると子ども達は繋がっていくと思いますね。

回数を増やす予定は有るのですか。

橋本委員：

昨年度2月に入学の情報交換という意味で集まって頂いたのですが、今年度は3回計画しています。入学した子ども達の様子を見て頂きたいのが1回、来年の一月頃に新しく入る方の体験入学、そして2月に1回を予定しています。

森田会長：

ワイワイプラン作成の時にもそういう議論が出てきたのですね。地域の中で子ども達の暮しに係っている機関がもっと色々な議論ができれば良い。なかなか学校を含めて地域のそういった機関が実質的議論ができない。形式的な集まりは出来るのですが、もっと議論が繋がった方が良いという話はしておりましたので、是非そういったものと連動していくと良いかなと思います。

それでは、民間委託の問題を次回に向けて、審議会として責任ある判断をしていくために、こういう資料を提示して頂きたいとか、或いは、こういった問題を議論しなくてはいけないのではないとか、民間委託を議論していくための土台作りみたいな事をさせて頂こうと思っております。

資料3に公設民営のメリットと課題というのが書いてありまして、先程からこれではなかなか議論が出来ないという事で、具体的には公設公営と公設民営は何が違うのかとか、例えば、どれくらいの保育士が余剰になってくるのか、施設としてはどんなスタイルが可能になってくるのかとか、それからもし民間委託するとすれば、私どもが今度作られる検討委員会に議論して頂くものとして、どういう議論しなくてはいけないのかという提案とかが課題として有りますので、皆様のご意見を頂きたいと思っております。

齋藤委員：

保育に対する責任の所在が不明確になるとありますが、そこら辺をどうするのかはつきりさせておかないと、不明確のままいく訳にはいかないでしょ。

森田会長：

責任の所在という時に、どういう責任についてはどういう責任の取り方をするかという事ですね。

齋藤委員：

市長が責任を取るのか、委託された業者が責任を取るのか。

森田会長：

責任の所在を明確にするという事ですね。

梅村委員：

それに関連してですが、最初の所に委託の方法は「指定管理者制度」の導入を視野に入れとありますが、「指定管理者制度」というのはどんな制度なのですか。

森田会長：

「指定管理者制度」がどういうものなのかという事について資料を出して頂きたいという事ですね。

梅村委員：

はい。

森田会長：

まず一番大事な事が、公設民営になるという事は具体的にどういう事なのか。建物の管理責任、運営の責任、一体誰が責任を持っていくのかという事を整理して頂きたいという事と、運営の方法として、今までの運営と、或いは民民の場合とどう違うのかという事を整理して運営の方法の資料を出して頂きたい。

齋藤委員：

公設民営の法的な位置付け、公立保育園の場合は学校保健法に順ずる検診をするとか義務付けられていますね。そういう法的な根拠がどこにあるのか、もしなければそこらへんはきちんと対応して、厚生労働省にでも問い合わせさせてからにした方が良いでしょう。法的に整備されていないものが非常に多くあるのですね。

森田会長：

実際に行っている自治体もあると思いますので事例的にはあります。

齋藤委員：

事例的にあっても法的な整備がないという事は非常にあります。ここの法律は。

森田会長：

それを各自治体が整備している可能性がありますので、そういう事も含めてですよ。

齋藤委員：

地方自治で、民法上地方自治で許されない、学校保健法は民法で規定されているから独自の地方自治法では規定されないのでは。

森田会長：

具体的に齋藤委員が不安に思われる事がもしあれば、

齋藤委員：

だから今言ったように、公設保育園の場合は検診を年1回やりなさいとかそういう事が法的に決まっている訳です。ところが、公設民営の場合はどういう扱いにするのか、基になる根拠が何なのかという事です。

森田会長：

他にご意見はございますか。

祐成委員：

職員の採用という部分でどのような方法を取るのか、民間になるのが公営であろうが、職員の人柄という部分が非常に大切だと思うのですが、その中でどういった対応の仕方をするのか、それに対してどういうふうな報酬になるのか、そういう部分の位置付けをきちんとしておかないと、民営になった時に資料3にあるように職員の定着率が悪いとかそういう部分が出てくると思うので、そういう事をきちんとしておかな

いと、最終的には人だと思しますのでそういうことは必要であろうと思います。

森田会長：

どこまで市が発言権を持つか、或いは権限が持てるかという部分を含めてだと思えますけど、どういう枠組みを構築するのか。

村松委員：

障害児の問題は、公設公営で責任を持って頂きたいと思います。幼稚園が排除するという訳では決してないのですが。

梅村委員：

待機児童の解消というものは、これとの絡みでどういう具合に進展していくのでしょうか。

齋藤委員：

本来はそれが先なんですよ。

森田会長：

ここで具体的に民間委託する事と、待機児に対する対策という所をどの様に考えていくかという事ですよね。

所謂、余剰の人員と余剰のお金をどの様に使っていくかという事が示されれば良いという事です。

かなり色々要望が付きましたが、次回までにこの点の資料について作成して頂き、その上で最終的な、2回の議論でという非常に限られた時間ではありますが、ただ、これを受けて保育サービス検討委員会が立ち上がりますので、そこで市民の方と利用者の方々、保育園の方々が集まって議論されますので、そちらの方への基本的な考え方や或いはこれからの有り方についてこういう議論をして頂きたいという事を次回出したと思いますので、それに関する資料は配布されてくると思いますのでご覧になった上で、もしご出席なされない場合には是非ご意見を事務局の方にお寄せ頂ければと思います。

他に無ければ本日はこれで閉会にいたします。長い間ご苦労様でした。